

中川事務所新聞

第 1 4 0 号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【ふるさと納税はお早めに】

昨今何かと話題のふるさと納税。本年度の控除を受けるためには、事務手続き上の関係からそろそろ期限が迫っています。昨年から変更された点は以下のとおり。

- ・控除限度額が2倍に増えました。
- ・給与所得者は「ワンストップ特例制度」を利用することで確定申告が不要になりました。

自己負担分の2,000円を除いた控除限度額の目安は下表のとおりとなっています。なお、民間のふるさと納税関係サイト（例：さとふる、ふるさとチョイス等）では、お礼の品一覧が



あったり、自分の控除限度額を計算できたり、納税先の管理ができていたりといったように、何かと便利な機能が強化されています。

■全額控除されるふるさと納税額（年間上限）の目安

ふるさと納税を行う方 本人の給与収入	夫婦・子なし	共働き+子2人 (大学生と高校生)
300万円	23,000円	10,000円
400万円	38,000円	25,000円
500万円	59,000円	42,000円
600万円	76,000円	65,000円
700万円	108,000円	83,000円
800万円	131,000円	118,000円
900万円	154,000円	141,000円
1,000万円	179,000円	166,000円

【ハードディスクの突然死にご注意を】

パソコン（PC）のデータ保存に使われているハードディスクは消耗品です。常に回転しているパーツなので、いつかは寿命が尽きてPCは動かなくなります。PCの音が大きくなったり、異音がすると寿命の前兆です。

PCが動かなくなると、業務に甚大な影響が出ます。そうなる前に、常にデータのバックアップを取る体制を作っておきましょう。最近は全自動でバックアップを取る仕組みを安価に構築できるので、まだ出来ていないところはすぐにでも取り掛かりましょう。

【11月の事務予定】

- ・11月決算法人期末実地棚卸
- ・8月決算建設業決算変更届
- ・9月決算法人確定申告&納税
- ・3月決算法人中間申告&納税
- ・七五三
- ・年賀状の準備



知ってお得！？法律雑学

Q．力自慢の友人が500円硬貨を指先で折り曲げてしまいました。凄いですね～！？

A．それは犯罪です！
貨幣損傷等取締法によると、硬貨をわざと壊した場合などには、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処せられま

す。
昔の硬貨には金や銀で作られたものがあり、相場高騰時に硬貨を溶かして売り捌くのを防ぐために、鑄つぶすこと・鑄つぶす目的で硬貨を集めることも罰則の対象とされました。

なお、この法律は硬貨を対

象としているので紙幣を破ってもこの法律の対象にはなりません。

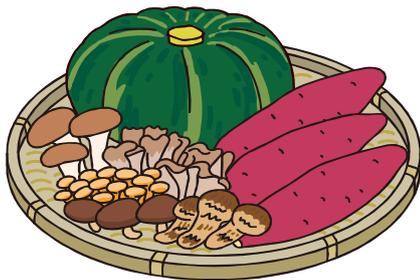


経営談義

【資金繰りを把握していますか？】

たとえ黒字であっても資金がショートすれば会社は倒産します。そこで日々の資金繰り管理が重要となるわけですが、資金繰り表を作るとなるとこれはこれで大変な手間がかかるのも事実です。そこで右記のような簡易キャッシュフローの表を作ってみてはいかがでしょうか。

まずA欄に月初の現金預金残高を記入する。次に経常利益と減価償却費を合計して営



業CFを算出する。

設備投資への支出と設備処分による収入を加減して投資CFを算出する。

		(例)	
月初現金預金残高		A	10
営業CF	経常利益	①	5
	減価償却費	②	5
	差引	③(①+②)	10
投資CF	(設備)投資支出	④	5
	資産売却等収入	⑤	0
	差引	⑥(⑤-④)	▲5
フリーCF		⑦(③+⑥)	5
財務CF	借入	⑧	0
	返済	⑨	25
	差引	⑩(⑧-⑨)	▲25
当月CF		B(⑦+⑩)	▲20
月末現金預金残高		A+B	▲10

営業CFと投資CFの合計がフリーCFとなり、これに財務CF(新規借入や返済)を加減して当月CFを算出する。

当月CFに月初現金預金残高を加減すると月末現金預金残高となります。

この表の例では、月末現金預金残高がマイナス10となっており、これは資金ショートを意味しています。これでは倒産してしまうので、予め対策を打つ必要があります。

今回は月単位で計算してみました。期間をどのようにするかは自由です。必要に応じて適切な表を作ってみましょう。



みどころです。事があるのは夕方から。どうやって過ごすかが悩

東京はホテル難ということで、今月予定している出張のために二ヶ月前から予約を押さえました。さすがにこれだけ早いと値段も格安で、全日空で往復+新宿のホテル一泊が新幹線の往復切符代より安く取れました。ただし、朝一番の飛行機で用

今年の播州秋祭りはどの地区も晴天に恵まれたようで、大変珍しいことでした。気温が高いとビールが増えるのは致し方ないことで、美味しくいただきました。

あじなわ

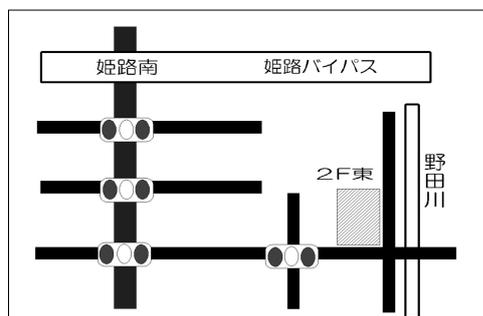
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務(問題が起こる前の対策)
- ・ 戦略会計(経営に役立つ会計)
- ・ マネジメント(経営支援)

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp